

◎家畜伝染病予防法の一部を改正する

法律

(平成二十三年四月四日法律第一六号)

一、提案理由(平成二十三年三月九日・衆議院農林水産委員会)

○鹿野国務大臣 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要内容を御説明申し上げます。

家畜防疫は、畜産の振興及び畜産物の安定供給を図る上で重要な役割を担っておりますが、近年、アジア諸国において口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザが続発している中で、家畜防疫の重要性は著しく高まっております。

こうした中で、昨年四月に宮崎県で発生が確認された口蹄疫は、二十九万頭に及ぶ牛、豚の殺処分を行うなど、地域の経済社会に大きな影響を与えました。

この口蹄疫対策を検証するために設置された第三者から成る口蹄疫対策検証委員会は昨年十一月に報告書を取りまとめましたが、この報告書の内容や、昨年十一月以来の高病原性鳥インフルエンザの発生状況等を踏まえて、家畜伝染病の発生の予

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するため、この法律案を提出することとした次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国と都道府県等との役割分担について、防疫方針の策定及び改定は国が責任を持つて行い、それに基づく具体的措置は都道府県が中心となつて行ふこと、都道府県の具体的措置の実施に関して国が援助を行うことを明確化することとしております。

第二に、国の定める防疫指針について、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえて、少なくとも三年ごとに再検討を加えることとしております。

第三に、我が国へのウイルスの侵入防止措置について、空港や港において、海外からの入国者に対して質問を行つたり、その携帯品の検査、消毒を行うことができるようにするとともに、航空会社、空港などに対して協力を求めることができることとしております。

第四に、畜産農家におけるところのウイルス侵入防止措置について、家畜の所有者に対し飼養衛生管理の状況等についての定期的な報告を義務づけるとともに、畜舎等への消毒設備の設

置や、人や車両の出入りに際しての消毒を義務づけることとしております。

第五に、発生時に備えた準備について、家畜の所有者が遵守すべき飼養衛生管理基準の中に埋却地の確保についても規定するとともに、都道府県知事は、家畜の焼却または埋却が的確かつ迅速に実施されるようにするため、埋却地の確保に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしております。

第六に、患畜の早期の発見、通報について、国が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師または所有者に対し、都道府県知事への通報を義務づけることといたしております。

第七に、国の財政支援について、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等の所有者に対しては特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うこととするとともに、家畜伝染病の発生または蔓延を防止するために必要な措置を講じなかつた者に対しては手当金の全部または一部を交付せず、または返還させることとしております。

第八に、口蹄疫の急速かつ広範囲の蔓延を防止するためにやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は補償しなければならないものと

しております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告(平成二十三年三月二日)

○山田正彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、家畜伝染病の発生の予防、早期の通報、迅速な初動等に重点を置いて家畜防疫体制を強化するための措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月八日本委員会に付託され、翌九日鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌十日に質疑を行いました。

本日、質疑を終局したところ、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四党派共同提案により、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、法律の施行期日を「公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日」に改めること等

の修正案が提出されました。

趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成三十三年三月二二日)

○佐々木(隆)委員 たいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案はお手元に配付したとおりであります。

以下、その内容を申し上げます。

第一に、家畜の所有者が行う埋却等の確かつ迅速に実施されるようにするため、都道府県知事は、補完的に提供する土地の準備を行うよう努めなければならないこととしております。

第二に、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、法律の施行期日を公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日に改めることとしております。ただし、新たに義務を課する規定で罰則を伴うもの及びこれに関連する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、これらの規定以外の規定で政省令の

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

制定または改正を伴わないものについては公布の日から、それぞれ施行することとしております。

その他、施行期日の修正に伴い、所要の規定の整理を行うこととしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成三十三年三月二二日)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部が設置されるよう、必要な措置を講ずること。

二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分

四三

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

四四

- 散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。
- 三 家畜伝染病の発生源からの入国者と畜産業従事者が直接接
触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、
宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措
置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。
- 四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強
化について、必要な措置を講ずること。
- 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けることができる
よう、必要な措置を講ずること。
- 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄
が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
- 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができ
るよう、必要な財政的支援を行うこと。
- 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特
別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上
の措置を講ずること。
- 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等
により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫
対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な
措置を講ずること。
- 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営
及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて
実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、
必要な措置を講ずること。
- 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究
所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化
していくことについて検討すること。
- 十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を
実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に
関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研
究の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療
に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検
討すること。
- 十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病に
かかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止す
るため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財
保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣
の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検
討を行い必要な見直しを行うこと。
右決議する。

三、参議院農林水産委員長報告(平成二十三年三月二十九日)

○主濱了君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昨年四月の宮崎県における口蹄疫の発生、また十一月以来の高病原性鳥インフルエンザの続発等、最近における家畜の伝染性疾病をめぐる状況に鑑み、家畜防疫を的確に実施するため、家畜伝染病の発生を早期に見出すための届出制度並びに口蹄疫の蔓延を防止するための患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分制度を導入するとともに、海外からの入国時における消毒措置の拡充等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、施行期日の見直し等を主な内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、畜産農家における家畜伝染病の侵入防止措置への支援の必要性、畜産農家による埋却地確保に対する支援策、家畜防疫員の確保に向けた取組、防疫体制強化に向けた関係各国との連携強化の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十三年三月二十五日)

東日本大震災により我が国の農林水産業は過去に例のない甚大な被害を受けた。一日も早い復興のため全力を尽くすべきである。こうした中、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生が国内外で相次いでおり、政府は、本法の施行に当たり、実効ある家畜防疫体制を早急に整備するため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 特定家畜伝染病(口蹄疫、BSE、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ)が発生した場合には、農林水産省に対策本部を設置すること。また、都道府県にも対策本部を設置されるよう、必要な措置を講ずること。

二 都道府県が管理する種雄牛等について、緊急時に備えた分散飼育が行われるよう、必要な措置を講ずること。

三 家畜伝染病の発生源からの入国者と畜産業従事者が直接接触する可能性の高い施設における防疫措置の重要性に鑑み、宿泊施設、観光施設等において、消毒その他の必要な防疫措置が確実に実施されるよう、必要な措置を講ずること。

四 家畜防疫官の増員をはじめとする水際対策に係る体制の強

- 五 家畜の所有者が迅速に手当金の交付を受けることができるよう、必要な措置を講ずること。
- 六 都道府県により消毒薬等の防疫のために必要な物品の備蓄が適切に行われるよう、必要な財政的支援等を行うこと。
- 七 都道府県が必要な員数の家畜防疫員を確保することができよう、必要な財政的支援を行うこと。
- 八 家畜の所有者等に対する手当金等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずること。
- 九 特定家畜伝染病に関し、家畜市場の自主的な開催の停止等により家畜の所有者に生じた損失の補てんについて、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置を踏まえ、必要な措置を講ずること。
- 十 特定家畜伝染病がまん延した場合における生産者等の経営及び生活再建等について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて実施された措置と同様の十分な経済的支援がなされるよう、必要な措置を講ずること。
- 十一 国の防疫対応において重要な役割を果たす動物衛生研究所については、国の機関として位置付け、また、体制を強化していくことについて検討すること。
- 十二 国家防疫という観点から産業動物に関する獣医療体制を実効あるものとするため、獣医学系大学における産業動物に関する実習の強化、獣医師免許取得後の産業動物に関する研修の強化等の措置を講ずること。また、獣医師以外の獣医療に従事する者の資格（動物看護師など）の制度化について検討すること。
- 十三 野鳥、天然記念物等家畜以外の動物が特定家畜伝染病にかかっていることが発見された場合に家畜への感染を防止するため必要な措置を迅速に講ずることができるよう、文化財保護法、博物館法、動物の愛護及び管理に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等について、早期に検討を行い必要な見直しを行うこと。
右決議する。